

令和6年度

中小企業者向け 桐生市制度融資のご案内

令和6年4月1日現在



桐生市マスコットキャラクター キノビー

桐生市では、中小企業者等の経営安定や成長・発展、起業を目指す人を支援するため、事業に必要な資金を円滑に調達することができるよう、各種融資制度を設けています。

桐生市制度融資は、市が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れることにより、長期で低利、固定金利の融資が利用できます。また、事業者の負担を軽減する保証料補助制度・特例措置等も取り扱っておりますので、ぜひご利用ください。

保証料補助制度

群馬県信用保証協会の保証を要する資金について、その保証料を補助します。

○小口資金 **基準料率分の保証料の80%を上限に
保証料率0.8%を補助**

○経営安定資金
○設備資金
○中心市街地空き店舗等活用支援資金

全額補助

※ただし、**経営者保証をつけないことを事業者が選択した場合の上乗せ分保証料は、補助対象外です。**

対象者 ※その他利用要件あり

- 原則として、
- 個人事業主の場合
桐生市内在住の方
 - 法人の場合
桐生市内に法人登記を置く事業者
- ※ただし、市内に事業実態がない場合は対象外

借換制度

令和6年度においても以下の資金について借換を実施します。（売上減少要件あり）

○小口資金 ○経営安定資金 ○設備資金 ○中心市街地空き店舗等活用支援資金

※小口資金及び経営安定資金は、各資金での借換となります。
※設備資金及び中心市街地空き店舗等活用支援資金は、経営安定資金での借換となります。

融資期間延長の特例措置

令和6年度においても以下の資金について融資期間延長の特例措置を実施します。

○経営安定資金 ○設備資金 ○中心市街地空き店舗等活用支援資金

◇制度融資を利用される際の留意点

- 1 申請にあたっては、計画の段階でご相談ください。申請前、または申請後にかかわらず**融資の決定がされないうちにその事業に着手した場合、融資の対象から除外されます**のでご注意ください。
- 2 融資制度は、それぞれ目的ごとに対象者及び資金使途が定められていますので、目的以外に利用することはできません。目的以外に利用した場合は、即時償還していただくこととなります。
- 3 申請にあたっては、投資計画、利益計画、資金の償還計画などについて十分検討しておきましょう。
- 4 保証協会の代位弁済による債務のある方、または金融機関との取引停止中の方は申請できません。

申請に必要な書類 (資金別)	融資申請書	保証協会申込書類一式 (信用保証依頼書等) (決算後6ヶ月以上経過の場合は試算表も添付)	決算書(附属明細書)・確定申告書(写) (各2カ年分)	市税の完納証明書 <small>注1</small>	市県民税の課税証明書 <small>注1</small>	県税の完納証明書	住民票(個人の場合)	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	◎法人の場合 登記事項証明書・図面等	◎設備資金の場合 見積書・カタログ・建築確認書(写)	許・認可を要する業種はその写し	売上又は粗利益の前年との比較表	飲食業を営む方は宣誓書	暴力団等でないことの誓約書	事業計画書	◎小口資金・設備資金は車両購入の場合のみ 市長への事前協議書	◎これから起業する場合、起業後間もない場合 源泉徴収票又は所得証明書	その他市長または金融機関が必要とする書類 <small>注2</small>
小口資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別小口資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営安定資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
起業者支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
先端技術等振興資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中心市街地空き店舗等活用支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
季節資金	○	<small>注3</small>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 法人設立後間もなく、法人税が課税されていない場合は、代表者個人の完納証明が必要になります。
注2 金融機関により異なる場合がありますので、詳しくは制度融資取扱金融機関へご確認ください。
注3 保証協会の保証を付ける場合に必要となります。

◇ **取扱金融機関（お申込み先）**

足利銀行市内各支店、群馬銀行市内各支店、横浜銀行桐生支店、東和銀行市内各支店
 桐生信用金庫本店・市内各支店、しののめ信用金庫市内各支店
 ぐんまみらい信用組合大間々支店、商工組合中央金庫前橋支店
 足利小山信用金庫葉鹿支店・小俣支店、埼玉りそな銀行熊谷支店（太田出張所） ほか

※原則として、市内の金融機関本店・支店で取り扱っています。ただし、市外の支店であっても、一定の要件を満たせば「取扱金融機関」として指定し、市境近くで事業を行う市内中小企業者等の利便性に配慮しています。詳しくは桐生市商工振興課へお問い合わせいただくか、別紙「取扱金融機関一覧」をご覧ください。

◇ **問い合わせ先**

桐生市役所 商工振興課 商業金融担当

〒376-8501 桐生市織姫町1-1 TEL 0277-46-1111（内線563・583）



中小企業者向け制度融資

文中の「中小企業者」の定義につきましては、下記の条例をご参照ください。
 小口資金・・・桐生市小口資金融資促進条例第2条第1号
 経営安定資金、設備資金、季節資金、中心市街地空き店舗等活用支援資金・・・桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例第2条第1号

令和6年度

制度名	融資対象	資金用途	融資期間	融資利率	融資限度額	備考	担保・保証人	申込期間	
県市協調	小口資金	1. ①資本金3億円（小売業・サービス業5千万円、卸売業1億円）以下、または従業員300人（小売業50人、サービス業100人、卸売業100人）以下の会社または個人事業主 ②中小企業等協同組合、商店街振興組合 2. 同一業種について県内で1年以上営業を継続しており、市内に事業所（店舗・工場・事務所など）を有する中小企業者 ※法人：要登記、個人事業者：要住民票 3. 市税・県税の滞納のないもの	1. 運転資金 2. 設備資金	運転資金 6年以内 （内据置6か月以内） 設備資金 8年以内 （内据置6か月以内）	年1.7%以内	1,250万円 *車両購入の場合（所要経費の90%以内）	保証料率の80%を上限に、 保証料率0.8%を県と市で補助します。 ※ただし、事業者の選択による上乗せ分は、補助対象外 車両の購入に関して、3,5,7ナンバーは、タクシー・レンタカー等を除き、融資決定前に市との事前協議が必要です。 ただし、3,5,7ナンバーで車両本体価格が300万円を超えるものの購入には利用できません。 ※既に保証協会の保証を利用している場合、また、いわゆる赤字経営の場合は利用できません。 ※車両の購入には利用できません。 ※この資金を利用した場合は、他の保証付き制度融資は利用できません。	保証協会の保証付が必要です。 物的担保は原則不要です。 保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。	
	特別小口資金	1. 従業員数20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者 ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は20人以下 2. 市内で1年以上同一事業を行うもので、市県民税の所得割について、申込み日以前1年間において、納期到来した税額を完納しているもの					無担保 無保証人		
中小企業等振興	経営安定資金	1. ①資本金3億円（小売業・サービス業5千万円、卸売業1億円）以下、または従業員300人（小売業50人、サービス業100人、卸売業100人）以下の会社または個人事業主 ②中小企業等協同組合、商店街振興組合、NPO法人 2. 同一業種について1年以上営業を継続しており、市内に事業所（店舗・工場・事務所など）を有する中小企業者（ただし、起業支援資金についてはこの限りでない） ※法人：要登記、個人事業者：要住民票 3. 市税の滞納のないもの	1. 業種転換資金 2. 企業合同協業化資金 3. 取引先の倒産による経営不安防止資金 4. 受注、売上等減少のための資金（注1） 5. 新規事業等を行うために必要とする資金 6. 先端技術等振興資金	6年以内 （内据置1年以内） 8年以内（注2） （内据置1年以内） 11年以内 （内据置2年以内）	年1.5%以内 年1.8%以内（注2） 年2.1%以内	会社・個人 2,000万円 中小企業協同組合 3,000万円	保証料は全額市が補助します。 ※ただし、事業者の選択による上乗せ分は、補助対象外 資金用途1、2、6、7には、設備資金も含まれます。ただし、市内に設備を設置または購入するものに限りです。 先端技術等振興資金は、融資決定前に市との事前協議が必要です。 注1 次の1）または2）に該当する場合に適用可。 前年、2年前または3年前の同期と比較して、 1）最近3か月の受注、売上または粗利が5%以上減少 2）最近6か月の受注、売上または粗利が10%以上減少 注2 次の1）または2）に該当する場合に適用可。 前年、2年前もしくは3年前の同期と比較して、 1）最近3か月または最近6か月の受注、売上もしくは粗利が20%以上減少 2）取引先の倒産により、今後6か月の受注、売上または粗利が20%以上減少の見込み	保証協会の保証付が必要です。	年間随時
			7. 起業支援資金	6年以内 （内据置1年以内）	年1.3%以内	1,000万円 （所要経費の80%以内）	担保・保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。		
			1. 店舗・工場・倉庫などの新、増改築及び購入などに要する資金 2. 生産・販売等設備の設置改善に要する資金 3. 労働福祉施設・公害防止施設の設置改善に要する資金 4. 中小企業等協同組合などが行う共同施設設備の設置改善に要する資金 5. 上記に直接必要な土地購入資金 6. 事業用車両の購入に要する資金	7年以内 （内据置1年以内） 10年以内（注4） （内据置1年以内）	年1.9%以内 年2.2%以内（注4）	会社・個人 3,000万円 中小企業協同組合 5,000万円 （所要経費の90%以内）	保証料は全額市が補助します。 ※ただし、事業者の選択による上乗せ分は、補助対象外 車両の購入に関しては、全ての車両について融資決定前に市との事前協議が必要です。 ただし、3,5,7ナンバーで車両本体価格が300万円を超えるものの購入には利用できません。 注4 公害防止資金及び融資額が2,000万円を超えるものについて適用可。	※設備資金については、当該資金で設置したものを担保としていただきます。（不動産のみ）	
			1. 融資の対象となる空き店舗等を利用し、以下のいずれかに該当する中小企業者（会社または個人事業主） ①具体的な計画を有し、融資後1か月以内（法人の場合2か月以内）に事業を開始しようとするもの ②事業を開始してから1年未満のもの 2. 市税の滞納のないもの	空き店舗等を利用し、事業を開始するために必要な資金（運転資金・設備資金）	8年以内 （内据置1年以内）	年1.0%以内	1,000万円 （所要経費の90%以内）	保証料は全額市が補助します。 ※ただし、事業者の選択による上乗せ分は、補助対象外 融資決定前に市との事前協議が必要です。 融資決定前に保証協会との事前相談が必要です。	
策資融	設備資金	1. 経営安定資金と同様 2. 市内に設備を設置または購入するもの							
資制	中心市街地空き店舗等活用支援資金								
度	季節資金	1. 経営安定資金と同様	運転資金	6か月以内	年1.5%以内	1,000万円	（夏季資金）6月1日～8月31日 （年末資金）11月1日～1月31日 ※休日と重なる場合、期間内の金融機関営業日。	信用保証の付保・担保・保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。	左記の期間

※上記は主な融資条件等を記載したものであり、条件によっては、該当資金が利用できない場合もあります。各資金の詳細については、桐生市商工振興課へお問い合わせください。